

## S S 過疎地対策計画策定支援事業 旅費・謝金規程

S S 過疎地対策計画策定支援事業に係る旅費及び謝金の支払いは、申請者の旅費規程及び謝金規程により支払うものとする。

ただし、下記に定める基準の範囲内とする。

### 1. 外部委員旅費

	旅費				日当	宿泊料
	鉄道	船	航空	バス		
検討会 外部委員	普通席（指定）	実費	普通席	実費	なし	実費 限度額 10,000 円

※経路、料金を記載すること。

※航空機、宿泊料については領収証の写し（航空機の場合は半券でも可）を添付すること。

※公共交通機関がない等やむを得ずタクシーを利用する場合は、領収証の写しを添付し、余白に利用した理由、経路、利用時間を記載すること。

### 2. 外部委員謝金

	謝金（源泉税込み）
学識者（大学教授等）	限度額 30,000 円
その他	限度額 10,000 円

※本人の自署又は記名・押印した領収証又は銀行振込受領書の写し等、支払いの事実が分かる書類を添付すること。